バーゼル委による市中協議文書 「開示要件(第3の柱)の統合及び強化」 (第2フェーズ)について

2016年4月 金融庁/日本銀行

^{*} 当資料は、バーゼル委が公表した市中協議文書の内容への理解促進の一助として、作成されたものです。当資料の無断転載・引用は固くお断り致します。



目次

- 1. 経緯/概要
- 2. 新たな開示要件
 - 1. 主要規制指標
 - 2. 内部モデル採用行によるSAのRWA開示
 - 3. 各種評価調整(PVA)
 - 4. TLAC
 - 5. オペレーショナル・リスク
 - 6. マーケット・リスク
- 3. 開示を規定する既存の各種規則文書の統合
- 4. 開示(第3の柱)枠組みの前提
- 5. 適用開始時期
- 6. 今後の予定



1. 経緯/概要

- バーゼル規制・第3の柱は、銀行の情報開示を通じて市場参加者による監視を強化し、市場規律を活用することが目的。先の金融危機ではその機能が十分に発揮されなかった反省を踏まえ、バーゼル委は銀行による情報開示の充実に取り組んでいる。
- 本取組みの第1フェーズとして、バーゼル委が昨年1月に公表した最終規則文書では、現行規制の下でのリスク・アセット(RWA)の内訳を詳細に示す包括的な開示雛型を新たに導入。
- ・ 今般の第2フェーズの市中協議文書では、主にバーゼル委や FSBによる直近の各種規制の策定/見直しに関連し、新規の開 示要件(雛型)が提案されているほか、既に最終化された各種規 則文書に含まれる開示要件が一つの文書に統合されている。
- ・ 本市中協議文書へのコメント期限は、6月10日。



2.1. 主要規制指標に係る開示(様式KM)

- 主要規制指標に係る定量的な情報をまとめて時系列に表形式で 示す開示雛型を提案。
- 利用者が各銀行の財務の健全性を巡る足許の状況や過去からの推移を概括的に把握することを可能にする趣旨。
- 様式KM1は、銀行全般が対象。自己資本比率、レバレッジ比率、 流動性関係の比率等を含む。
- 様式KM2はG-SIBが対象。TLAC総額/比率を含む。
- ・ 過去情報については、直近4四半期分の計数/比率を開示する 内容。
- ・ <u>開示頻度</u>は四半期毎、<u>適用開始</u>は2017年度末の開示から(邦 銀は2018年3月期末の開示から)、と提案されている。

- 2. 2. 内部モデル採用行によるSAのRWA開示(<u>様式HYP</u>)
- ・ 信用リスクやマーケット・リスクの内部モデル採用行に対し、標準 的手法(SA)で計測したRWAの開示を求める雛型を予告提案。
- ・ 内部モデルのRWAのばらつき問題への対処として、SAのRWAをベンチマークとして(内部モデルのRWAと対比させて)開示することで、透明性や比較可能性を確保することが目的。
- 様式HYP1は、信用/マーケット・リスクに分ける中、マーケットリスクは要素別(例:金利、為替、株価など)の開示を提案。
- 様式HYP2は、信用リスクについて、内部格付(IRB)手法/SA間の資産クラス(例:コーポレート、リテール)をマッピングした上で、それぞれのRWAの開示を提案。
- ・ 本提案は、RWAのばらつき問題への対処として現在検討中の規制見直し(IRB/SAの見直し、SAに基づく資本フロア等)が完了するまでの暫定案と位置付けられ、そのデザインにつき市中にフィードバックが求められている。



2. 3. 各種評価調整(PVA)に係る開示(様式PV)

- 評価の健全性を担保するための調整(Prudent Valuation Adjustments)とは、バランスシート上の金融商品等の会計上の公正価値に、将来の不確実性を考慮した調整を加え、CET1資本から控除する、バーゼル規制上の枠組み。
 - 例:デリバティブの評価におけるビッド・オファー・スプレッドやモデル・リスクに係る調整など。
- PVAの内訳については、これまで開示の義務付けがなかったため、今般、そうした各種評価調整の詳細をリスク要素別に示す開示雛型(様式PV1)を新たに提示。
- ・<u>開示頻度</u>は年度毎、<u>適用開始</u>は2017年度末の開示から(邦銀 は2018年3月期末の開示から)、と提案されている。
- ・ 財務諸表(会計上)の計数に加えて、別途PVAを反映している銀行に対する開示提案。

2.4. TLACの開示(様式TLAC、様式KM2)

- TLACの残高の内訳や満期などを示す開示雛型を提案。
- ・ FSB最終合意文書(昨年11月)に沿って、破綻処理対象会社が グループ外から調達すべきTLAC(外部TLAC)額についてはG-SIBの破綻処理グループ毎に、グループ内TLAC額については 重要な子会社グループ毎に、他の債務との弁済順位の関係など を含め、開示することを提案。
- ・ 外部TLACについては、SPEアプローチを採用する場合はグループ持株会社/親会社の連結ベースで内訳を開示。MPEアプローチを採用する場合は、G-SIB内の複数の破綻処理グループ毎に開示が求められるが、同グループ間の出資関係をどこまで仔細に示すべきかなどが課題として提起されている。
 - SPE(Single Point of Entry)とは、単一の当局が連結グループの頂点にある持株会社に対し破綻処理権限を行使する戦略。MPE(Multiple Points of Entry)とは、複数の当局がグループ内の法人(銀行等)毎にそれぞれ破綻処理権限を行使する戦略。
- · 開示頻度は半期毎を提案。適用開始日は2019年1月1日。



2. 5. オペレーショナル・リスクの開示(様式OR)

- バーゼル委が第2次市中協議を実施中の標準的手法(Standardised Measurement Approach)を踏まえた開示雛型を 提案。
- 同手法におけるRWA計測の基礎である各銀行のビジネス規模(Business Indicator)や過去に発生したオペレーショナル損失の 実績などを開示する内容。
 - 様式OR1:過去10年間の損失実績
 - 様式OR2:ビジネス規模の内訳
 - 様式OR3:過去3年間の金額的に重要な損失実績(件数など)

(注)オペレーショナル・リスク全体を開示する追加雛型も加わる可能性あり。

・<u>開示頻度</u>は年度毎を提案。<u>適用開始日</u>はオペレーショナル・リスクの新たな枠組みに沿う形で設定する(未定)。



2. 6. マーケット・リスクの開示(様式MR)

- ・ バーゼル委が本年1月に公表した最終規則文書「マーケット・リスクの最低所要自己資本」に基づく枠組みのもとで、RWA計測の前提や過程等の開示を求める雛型を提案。
- ・ <u>様式MR1</u>は、標準的方式で計測するマーケット・リスクのリスク 要素別などの内訳を示す開示。
- ・ <u>様式MR2</u>は、内部モデル採用行に対し主要なトレーディング・デスク毎のリスク量やバックテストの結果の開示を新たに求めている。各銀行のモデル適用の可否に係る検証の透明性を確保。
 - デスク毎の主要リスク分野などを示す定性的な開示も提案(様式MRC)。
- 様式MR3では、内部モデル採用行に対しグループ全体レベルでのマーケット・リスクの内訳の開示を提案。
- ・ <u>開示頻度</u>は雛型毎に設定。<u>適用開始日</u>はマーケット・リスクの新たな枠組みに沿う方向で、2019年12月31日からと提案。

3. 開示を規定する既存の各種規則文書の統合

- 本市中協議文書では、以下の通り、既に最終化された各種規則 文書に含まれる開示要件を統合することを提案。
 - ① カウンターシクリカル・バッファーを巡る開示(2011年6月改訂後のバーゼルⅢ規則文書)⇒様式CCyB
 - ② 報酬に係る開示要件(2011年7月)⇒様式REM
 - ③ 資本構成の開示要件(2012年6月)⇒様式CC
 - ④ グローバルなシステム上重要な銀行:更新された評価手法及びより高い 損失吸収力(2013年7月)⇒様式G-SIB
 - ⑤ レバレッジ比率の枠組みと開示要件(2014年1月)⇒様式LR
 - ⑥ 流動性カバレッジ比率(LCR)の開示基準(2014年1月)、安定調達比率(NSFR)の開示要件(2015年6月)⇒様式LIQ
 - (注1)括弧内は各種規則が最終化/公表された時期。
 - (注2)④の対象は一定規模以上の国際統一基準行(G-SIBsのみではない)。
- 上記①と②は既存の開示要件に沿って新たに雛型化を提案。そのほかは、開示のフォーマットや頻度などを一部調整。



4. 開示(第3の柱)枠組みの前提

- 第2フェーズでも第1フェーズ最終規則同様、以下の点を規定。
 - ・ <u>適用対象</u>は、原則として国際的に活動する銀行における連結ベースの開 示。但し、G-SIB関連、TLACなどの例外あり。
 - 開示頻度は、四半期、半期、年度に区分され、雛型毎に設定。開示のタイミングについては、原則として対象となる報告期間の財務諸表と同時点の公表を提案。
 - 開示の信頼性確保のため、銀行の開示方針が取締役会等で承認を受け、 開示情報の作成にあたり、他の財務情報(MD&Aなど)作成と同水準の内 部レビューおよび内部統制プロセスの対象とされることを要求。そうしたプロセスへの遵守を取締役会等が書面をもって宣誓することを提案。
 - ・ 開示雛型毎に、「指定(Fixed)様式: 概ね雛型に則った開示を要求」もしくは「任意(Flexible)様式: 開示形式につき銀行に相応の裁量を容認」に区分。いずれもアニュアル・レポート等との相互参照(sign post)が可能だが、前者には厳格な要件を設定。
 - ・ 守秘情報の開示は免除(但し、補足的な説明を加える必要)。



5. 適用開始時期

- 主に2017年度末(邦銀では2018年3月期末)の開示から適用。
- 既に適用開始時期が確定しているものや、関連する政策案件の 将来の導入時期に左右されるものについては、それぞれの決定 に従う。
 - NSFRの開示は、2018年1月1日(邦銀では2018年3月期末の開示から)。
 - TLACの開示は、2019年1月1日(邦銀では2019年3月期末の開示から)。
 - マーケット・リスク(様式MR)の開示は、2019年12月31日。
 - オペレーショナル・リスク(様式OR)の開示は、未定。
 - ・ 内部モデル採用行がSAで計測したRWAの開示(様式HYP)は、次の第3フェーズにおいて引き続き検討を進める継続課題であり、適用開始時期も未定。



6. 今後の予定

- ① 第1フェーズの最終規則文書を巡る対応
 - ・ IB Fedなどから寄せられたFAQを議論中。早ければ6月を目途に公表の是非を決定。
- ② 第2フェーズの最終化
 - 今般の市中協議文書に対するコメント期限は6月10日(金)。
 - 4月15日(金)にアウトリーチ会合(於ロンドン)開催の予定。
 - 本年末に最終化予定の政策案件に関連するものを除き、年内を目途に最終化する方針。
- ③ 今後の取組み(第3フェーズ)
 - そのほかの現在進行中の政策策定/見直し案件に伴う新たな開示などを検討。
 - ・ 2017年央を目途に市中協議を行う予定。